

○ 宗像市卓球協会財源調整基金規則

平成18年3月19日
規則第3号

(設置)

第1条 財源の健全な運営に資するため、宗像市卓球協会財源調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金の積立では、次に掲げる額について行う。

- (1) 基金の積立限度は、100万円とする
- (2) 会計年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち会長が適当と認める額
- (3) 積み立てた金額から生ずる利息その他の収入
- (4) 前3号のほか、臨時的収入等で会長が適当と認める収入

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、適切に処理し理事会に報告しなければならない。

(処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限りこれを処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動その他特別な事情等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な事業の経費の財源に充てるとき。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。